

平成25年度第4回学校給食浅科センター運営委員会会議次第

日 時 平成26年3月25日(火)

午後4時00分～

場 所 浅科中学校・校長室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議事項

(1) 平成25年度給食会計について

(2) 平成25年度給食会計監査報告について

(3) 平成26年度学校給食物資納入業者の承認について

(4) 平成26年度学校給食浅科センターの年間事業計画について

(5) その他

4. 閉 会

平成 25 年度

佐久市学校給食浅科センター給食会計歳入歳出決算書

佐久市学校給食浅科センター

平成25年度 歳入

(単位:円)

款 項	目 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	節 節		説 明
					区 分	金 額	
1. 給食費	1. 給食費	31,450,700	30,289,080	△ 1,161,620	1. 小学校給食費	18,889,520	浅科小学校
					2. 中学校給食費	10,970,700	
2. 補助金	1. 補助金	90,000	90,364	364	3. 給食センター給食費	408,300	浅科センター
					4. その他給食費	20,560	PTA等試食会等
3. 未収金	1. 未収金	264,319	55,837	△ 208,482	1. 補助金	90,364	佐久市農業振興事業(特認事業:市産米米粉活用事業)補助金 JA佐久浅間米粉パン導入促進補助金
					1. 繰越金	120,730	過年度未収金
4. 繰越金	1. 繰越金	120,730	120,730	0	1. 繰越金	120,730	前年度繰越金
					1. 雑収入	137	預金利息
5. 雑収入	1. 雑収入	251	137	△ 114	1. 雑収入	137	
歳入合計		31,926,000	30,556,148	△ 1,369,852			一食単価・小学校 260円・中学校 300円

平成25年度 歳出

(単位:円)

款 項	目 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 事業費	1. 給食物資費	31,450,700	30,410,036	△ 1,040,664	1. 主食費	4,099,196	
					2. 牛乳代	5,623,994	
					3. 副食費	20,686,846	
2. 予備費	2. 返還金	51,150	48,750	△ 2,400	2. 返還金	48,750	浅科小学校 29,100 円 浅科中学校 19,650 円
					1. 予備費	424,150	0
歳出合計		31,926,000	30,458,786	△ 1,467,214			一食単価 ・小学校 260円 ・中学校 300円

平成25年度佐久市学校給食浅科センター給食会計決算監査資料

収支残額調書

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
収 入 合 計 額	30,556,148	
支 出 合 計 額	30,458,786	
差 引 残 額	97,362	

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
給 食 費	30,289,080	別紙参照
補 助 金	90,364	米粉パン補助金 佐久市 59,582円 (6回分) JA佐久浅間 30,782円 (3回分)
過 年 度 未 収 金	55,837	別紙参照
繰 越 金	120,730	前年度繰越金
預 金 利 子	137	JA佐久浅間 8/19 53円 2/17 84円
合 計	30,556,148	

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
給 食 物 資 購 入 代 金	30,410,036	別紙参照
返 還 金	48,750	別紙参照
合 計	30,458,786	

学校別給食費・返還金 (平成25年4月～平成26年3月)

学校名等	月												年度計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
浅科小学校	給食費	1,487,720	1,911,000	1,876,680	1,766,960	762,580	1,694,680	1,704,040	1,795,300	1,823,640	1,625,780	1,381,640	1,059,500	18,889,520
	返還金					10,700					12,100		6,300	29,100
	計	1,487,720	1,911,000	1,876,680	1,766,960	773,280	1,694,680	1,704,040	1,795,300	1,823,640	1,613,680	1,381,640	1,053,200	18,860,420
浅科中学校	給食費	864,000	1,169,400	946,500	951,000	452,700	892,800	1,032,300	1,118,700	1,057,800	946,500	891,000	648,000	10,970,700
	返還金					7,050					8,100		4,500	19,650
	計	864,000	1,169,400	946,500	951,000	459,750	892,800	1,032,300	1,118,700	1,057,800	938,400	891,000	643,500	10,951,050
浅科給食センター	給食費	33,300	41,100	38,700	37,500	15,900	36,300	39,600	39,300	37,500	33,600	31,500	24,000	408,300
	返還金													0
	計	33,300	41,100	38,700	37,500	15,900	36,300	39,600	39,300	37,500	33,600	31,500	24,000	408,300
その他	給食費			1,200					900	18,460				20,560
	返還金													0
	計			1,200					900	18,460				20,560
合計	給食費	2,385,020	3,121,500	2,863,080	2,755,460	1,231,180	2,623,780	2,775,940	2,954,200	2,937,400	2,605,880	2,304,140	1,731,500	30,289,080
	返還金					17,750					20,200		10,800	48,750
	計	2,385,020	3,121,500	2,863,080	2,755,460	1,248,930	2,623,780	2,775,940	2,954,200	2,937,400	2,585,680	2,304,140	1,720,700	30,240,330

※ 返還金は、牛乳停止者への返金です。

学校別給食実施日数・食数 (平成25年4月～平成26年3月)

学校名等	月												年度計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
浅科小学校	日数	16日	20日	20日	19日	8日	18日	19日	19日	19日	17日	15日	11日	201日
	食数	5,722食	7,350食	7,218食	6,796食	2,933食	6,518食	6,554食	6,905食	7,014食	6,253食	5,314食	4,075食	72,652食
浅科中学校	日数	17日	21日	17日	19日	8日	16日	19日	20日	19日	17日	16日	12日	201日
	食数	2,880食	3,898食	3,155食	3,170食	1,509食	2,976食	3,441食	3,729食	3,526食	3,155食	2,970食	2,160食	36,569食
浅科給食センター	日数	17日	21日	20日	19日	8日	19日	21日	20日	19日	17日	16日	12日	209日
	食数	111食	137食	129食	125食	53食	121食	132食	131食	125食	112食	105食	80食	1,361食
その他	日数			2日					1日	3日				6日
	食数			4食				3食	67食					74食
合計	日数	17日	21日	20日	19日	8日	19日	21日	20日	19日	17日	16日	12日	209日
	食数	8,713食	11,385食	10,506食	10,091食	4,495食	9,615食	10,127食	10,768食	10,732食	9,520食	8,389食	6,315食	110,656食

※ 合計の日数は、給食センターの稼働日数です。

平成25年度学校給食浅科センター給食会計決算監査報告書

監査対象期間 平成25年 4月 1日より
平成26年 3月 日まで

収入金額	30,556,148	円
支出金額	30,458,786	円
差引金額	97,362	円

審査結果

佐久市学校給食センター条例施行規則第19条に基づき、平成25年度学校給食浅科センター給食会計の決算監査をいたしましたところ、諸帳簿及び領収書並びに伝票等も含め整備されており、正確、適正でありましたことを報告いたします。

平成26年 3月25日

佐久市学校給食浅科センター監事

⑩

⑩

佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

平成17年4月1日

教育委員会決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食用物資の納入の円滑と適正を図るため、学校給食用物資納入業者（以下「業者」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 業者の申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 申請期間 毎年1月10日から1月末日まで
- (2) 申請時の提出書類 佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定申請書（様式第1号）

(指定基準)

第3条 業者の指定基準は、次のとおりとする。

- (1) 立地条件
営業所が佐久市内にあること。ただし、必要物資で調達困難な食品は、この限りでない。
- (2) 衛生状況
ア 保健所の監視評点が良好であること。
イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。
- (3) 供給能力
ア 仕入、製造及び加工能力が相当で、所要量を供給し得ること。
イ 指示する日時までに納入ができること。
- (4) 信用状況
ア 事業経歴及び経営状態が良好であること。
イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
ウ 納税義務が履行されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

(指定通知)

第4条 申請のあった業者の指定の決定は、学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査に付し、その承認を得た後、次の手続を経て行うものとする。

- (1) 運営委員会の承認を得た業者に対して、佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定通知書（様式第2号。以下「指定通知書」という。）を発行する。
- (2) 指定通知書を受けた業者は、誓約書（様式第3号）及び印鑑証明書を学校給食センターに提出する。
- (3) 前号の手続を完了した業者を業者指定台帳に登載する。

(指定期間)

第5条 指定の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、その更新については、運営委員会が決定する。

- 2 年度の途中で指定を受けた場合の指定の有効期間は、その年度の終了までとする。

(指定の取消し等)

第6条 誓約に違反し、又は運営委員会において不相当と認めるときは、指定を取消し、又は一時停止することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

平成26年度 学校給食用物資納入業者指定申請一覧表

No.	商号	代表者	所在地	電話番号	営業区分	組織	納入品目																			
							1. 野菜・果物	2. 肉類	3. 肉加工品	4. 魚介類	5. 豆類およびその加工品	6. こんにやく	7. 干ししいたけ	8. 納豆	9. 調味料	10. 乾物・缶詰	11. 冷凍食品	12. 麺類	13. 卵	14. その他						
1	(公財)長野県学校給食会	理事長 清水 有二	長野市若穂川田3800-5	026-282-6080	その他	財団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
2	(有)浅間ハム	代表取締役 佐々木 勉	佐久市北川1577-1	82-4386	本社	有限																				
3	(有)しいばし	代表取締役 穂積 裕一	小諸市大手1-5-15	0267-22-0262	本社	有限																				
4	(株)ナガキエウ小諸営業所	営業部長 佐藤 謙次	小諸市和田砂原483-30	0267-23-1823	営業所	株式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
5	(資)和泉屋商店	代表社員 河部 尚徳	佐久市岩村田789-2	67-2062	本社	合資																				
6	小泉 信一	代表 小泉 信一	佐久市矢嶋422	58-3591	本店	個人																				
7	大島屋商店	代表 鷹野 秀雄	佐久市蓬田182-3	58-2412	本店	個人	○																			
8	大井 屋	代表 大井 鐵也	佐久市塩名田1343-2	58-2519	本店	個人	○																			
9	(有)越中屋	代表取締役 内海 貴一	佐久市根岸3335-1	63-8011	支社	有限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10	片桐こうじ店	代表 片桐 博隆	佐久市塩名田1382	58-2745	本店	個人																				
11	細查商店	代表 細查 孝一	佐久市望月242	55-2125	本店	個人																				
12	(有)井出食品	代表 井出 新治	佐久市伴野1639	62-3797	本店	有限																				
13	(株)ヒラサワ	代表取締役 平塚 清文	岡谷市赤羽2-4-17	0266-22-2652	本社	株式																				
14	(有)土屋フーズ	代表取締役 土屋 幸希	小諸市大字芝平1642-1	0267-23-4442	本社	有限	○																			
15	(有)光食品	代表取締役 桑崎 文則	上田市高が丘2-11-2	0268-22-4176	本社	有限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	(株)東信ライプリー	代表取締役 田中 健	上田市大字秋和943-5	0268-22-2155	本社	株式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	協同乳業(株)関東支店信越支店	支店長 山崎 孝文	松本市島内4184-1	0263-44-1122	支店	株式																				
18	(株)御馬常習センター	代表取締役 飯田 正一	佐久市御馬寄767-1	58-3043	本社	株式																				
19	北信ヤクルト販売(株)	代表取締役 片岡 正	長野市稲里中水2897-1	026-284-1111	本社	株式																				
20	日野製菓子店	代表 荻原 邦利	佐久市塩名田1320	58-2253	本店	個人																				
21	古平 哲章	代表 古平 哲章	佐久市塩名田1267-3	58-2317	その他	個人																				
22	(資)井出養蜂場	代表社員 井出 政隆	佐久市本新町230	62-1234	本社	合資																				
23	佐久浅間農業協同組合生活者記センター	センター長 中野 博夫	小諸市御影新田2238-8	0267-22-9417	営業所	組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	(株)高山製粉	代表取締役 高山 亞志	諏訪市大字中洲465-3	0266-52-1245	本社	株式																				
25	高成牧場	代表 高塚 洋次	佐久市八幡243-4	58-2431	その他	個人																				
26	(有)斎武廻店	代表 斎藤 保弘	佐久市伴野997-5	62-0380	本店	有限																				
27	掛川農園	代表 掛川 佳孝	佐久市蓬田144-15	58-4149	その他	個人	○																			
28	肉のやなぎさわ	代表 柳澤 洋一	佐久市協和128-3	53-2019	その他	個人																				
29	協同食品協長野工場	工場長 小坂 義博	上田市下武石1270-1	0268-85-2221	支社	株式																				
30	(有)アグリケイテック	代表取締役 野田田 正孝	上田市下武石917	0268-41-4550	本社	有限																				
31	ムロガ高専(株)	代表取締役社長 長野市若穂桑原 宇坂倉2139-7 益賀 昌臣	長野市若穂桑原	026-282-3988	本社	株式																				
32	木内畑業(株)	代表取締役 木内 博之	佐久市長土呂1084-3	67-5424	本社	株式																				

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（平成26年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

1. この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
 2. 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
 3. 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - (1) 小学生 270円
 - (2) 中学生 310円
 - (3) 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
 4. 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
 5. 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
 6. 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
 7. 個人（児童生徒及び職員）単位の変更（連続して5日以上）については、直ちに【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
 8. 個人（児童生徒及び職員）単位の給食費の返金は、原則として連続して5日以上欠食（給食停止）の場合に返金するものとする。
 9. 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。ただしこの場合は、配送業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
 10. 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する給食連絡日誌（人員表）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
 11. 給食費は、10. で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
 12. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
 13. 平成26年度の牛乳返金額は、小中学生とも単価額53円（消費税込）とする。
 14. アレルギー対応食提供事業に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
- ※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別表（平成26年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	53円	24円	44円	43円
中 学 校	53円	32円	48円	48円